

平成30年第12回

荒川区教育委員会定例会

平成30年6月22日

於)特別会議室

荒川区教育委員会

平成30年荒川区教育委員会第12回定例会

- 1 日 時 平成30年6月22日 午後1時30分
- 2 場 所 特別会議室
- 3 出席委員 教 育 長 高 梨 博 和
教育長職務代理者 小 林 敦 子
委 員 坂 田 一 郎
委 員 高 野 照 夫
委 員 小 池 寛 治
- 5 出席職員 教 育 部 長 阿 部 忠 資
教育総務課長 山 形 実
教育施設課長 平 野 興 一
学 務 課 長 小 堀 明 美
指 導 室 長 瀬 下 清
生涯学習課長 浦 田 寛 士
ゆいの森課長 小 林 弘 幸
地域図書館課長 成 瀬 慶 亮
書 記 佐々木 希久子
書 記 大久保 和 彦
書 記 小 川 綾 一
書 記 早 坂 利 春
書 記 宮 島 弘 江

(1) 審議事項

議案第 2 5 号 荒川区いじめ防止基本方針の改訂について(案)

議案第 2 6 号 平成 3 0 年度における荒川区いじめ防止に関する取組について(案)

(2) 報告事項

ア 平成 3 1 年度から使用する中学校「特別の教科 道徳」教科用図書採択に係る選定調査会からの報告について

イ 荒川区立中学校 部活動に関する方針の作成について(中間報告案)

ウ 伝統工芸技術短期現場実習支援事業(ステップ 1)について

エ 第 1 1 回柳田邦男絵本大賞の実施について

オ 図書館ワークショップ「目指せ! 図書館アンバサダー」の実施について

(3) その他

教育長 ただいまから荒川区教育委員会第12回定例会を開催いたします。

まず、初めに出席者数の御報告を申し上げます。本日、5名全員出席でございます。議事録の署名委員につきましては、小林先生、高野先生、御兩名にお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

本日の案件は、審議事項2件、報告事項5件となっておりますけれども、案件に入ります前に先生方に御報告をさせていただきます。

去る6月18日に大阪府北部を中心に震度6弱を観測した大地震が発生いたしました。この大地震で5名の尊い命が失われましたけれども、とりわけ小学校4年生の女児が学校のブロック塀の下敷きになって死亡したという痛ましい事故が発生いたしました。これを受けまして、荒川区におきましてもブロック塀の総点検をいたしましたので、その件について御報告をさせていただきます。

教育施設課長、どうぞ。

教育施設課長 この痛ましい被害を受けまして、荒川区では130以上の区の公共施設につきまして、18日に緊急点検を実施いたしました。我々教育委員会事務局といたしましては、小学校24校、中学校10校、そして幼稚園、こども園合わせて9園。こちらについてブロック塀などに著しい劣化あるいは損傷などが無いか、目視により緊急点検をいたしました。この緊急的に外観を見た限りにおきましては、今すぐに対応が必要と思われるような著しい劣化や損傷は見当たりませんでした。

これに加えまして、現在関係部署、技術部門とも連携をいたしまして、構造面などにつきましての詳細調査を進めているところでございます。こうした詳細調査を踏まえまして、対策が必要な場合は至急改修等の対応を実施していきたいと考えております。

また、現在各学校と連携をいたしまして、通学路のブロック塀も含めた緊急点検も実施しているところでございます。

説明は以上でございます。

教育長 この件について、先生方、御意見、御質問等ございますでしょうか。また、緊急点検の結果等については、ぜひ教育委員会で御報告をさせていただければと思っております。よろしく申し上げます。

坂田委員 こういう地震があると、荒川区の中学校防災部の活動などがこういったときに生きてくることがあるかなと思っています。

教育長 中学校防災部では日ごろから防災点検活動とか、あるいはまた近隣の保育園児を誘導して防災避難活動をやっていますけれども、そういった活動をより熱心にやっていただくようにお伝えさせていただきます。

それでは、通常の議事に入らせていただきます。3月23日開催の第6回定例会の議事録につきましては、前回の定例会で配付させていただき、この間御確認をしていただきました。本日、特に委員の皆様から御意見等がなければ承認とさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

教育長 それでは、承認といたします。本日の議事日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。

初めに議案第25号「荒川区いじめ防止基本方針の改訂について(案)」を議題といたします。瀬下室長、説明をお願いいたします。

指導室長 それでは、荒川区いじめ問題対策委員会の「荒川区いじめ防止基本方針の改訂案」に関する答申に基づきまして、荒川区いじめ防止基本方針の改定案がまとまりましたので、御報告申し上げます。

資料の2枚目を御覧ください。前回、御提案をさせていただきまして、前回の答申から変更点というところで、教育委員の先生方の御意見を踏まえまして、4点加えさせていただいたところがございます。

1点目が答申の6ページに当たるところでございますけども、この表では一番上のところでございます。「学校における取組」ということで、「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得るもの云々」という、学校での取り組みについてより詳しく記載をさせていただいて、やはり学校でいじめの発見をしっかりとっていくということを強調させていただきました。

2点目でございます。2点目は、「教育委員会の取組」の中でございます。「いじめ総合対策【第2次】(上下巻;東京都教育委員会)」ということで、東京都教育委員会から出ております資料も含めて、いじめ問題に関して資料を活用していくことを加えさせていただきました。

3点目でございます。「重大事態への対処」の「3 荒川区の対応」ということで、こちら「荒川区いじめ問題調査委員会」の設置。これは区長がこの設置を命ずるわけでございますけれども、その設置についてどういう委員会なのかということに記載させていただきました。

裏面にいきます。裏面で4点目になります。これはいじめ問題対策委員会という、今回は区長が設置をする委員会が「いじめ問題調査委員会」となりましたので、こちらは教育委員会が設置する委員会でございますので、「いじめ問題対策委員会」と「対策」と変えさせていただきます。

以上、4点が前回の答申から加わった、また変更されたものでございます。簡単ではございますが、以上でございます。

教育長 前回の教育委員会において、先生方から基本方針を補足する補強する形で御意見をいただき、本日、指導室長から改訂案として改めて説明をいたしました。この件について御意見、御質問等がございましたら、お願いいたします。

小池委員、どうぞ。

小池委員 いじめ防止対策推進法。平成25年に採択された法律ですけれども、この中でこれをずっと私も詳しく読んで、それでこの答申との関係を考えてみたのですが、いじめ防止対策推進法で基本的に五つの責務というのははっきりしているのですね。一つは国、地方公共団体、学校の設置者、学校及び学校の教職員、それから保護者の責務。これが第9条ですけど、保護者の責務ということが明記されております。その保護者の責務は9条の1項から4項ですけれども、いじめを受けた側及びいじめを行った側の双方の保護者に対する支援及び助言というのははっきり明記しているのですね。これは法の第17条、それから18条、それから23条の3項、5項。いじめた側、いじめられた側双方の保護者に対する支援と助言というのをはっきり書いてあるのですね。それに加えて校長及び教員による懲戒、25条。あるいは出席停止制度の適切な運用にも言及しています。26条ですね。ところがこの荒川区の答申案によると、温情主義にあふれているのはいいと思いますけれども、学校だけではなくて、家庭教育の重要性と保護者の責務への言及が不十分だと思います。したがってこの答申について、私は修正提案をしたいと思います。

まず、5ページですね。5ページの5と6の間に「保護者の責務」というのを明記したらどうかと思います。内容としては、法第9条1項の明文化。それから法17条及び18条の「双方の保護者に対する支援と助言」をここにきちっと挿入すべきだと思います。

それから8ページですね。下から3行目に「教育基本法第10条」とありますけれども、公法である「いじめ防止対策推進法第9条1項」に言及すべきだと思います。

それから「その他」。あとは若干細かいことにはなりますが、この様式です。報告すべき様式の中で、様式の1で(10)右側の下から2番目ですね。この中で停学と自宅学習・自宅謹慎。7と9。これは復活したほうがよろしいのではないかと思います。ただし、この5は懲戒処分としての退学。ここまでは書き込まなくてもいいのかなというのが私の意見です。

それから議事録も見たのですけれども、問題対策委員会の第1回議事録の5ページ。委員長の発言の中に「教科書みたいなものがない」ということを、いい教科書みたいなものがないということをおっしゃっています。しかしその後、引き続いて教育長が、各学年とも一つ、二つ入っていますと言われた。教育長のおっしゃるとおりなのです、これはね。私もちゃん

と見たのですが、小学校1年から6年すべてにいじめの問題というのは、極めて具体的に
入っているのですよね。だからここは、議事録ですから修正するとか、そういう話ではない
のですけどね。

以上です。

教育長 どうもありがとうございました。小池委員おっしゃったように議事録については修
正するという話ではありませんけれども、ただいま御指摘いただいた家庭での責務を中心と
した御指摘について、指導室から説明をお願いします。

指導室長 今、先生から御指摘ございました「保護者の責務」につきましては、今回の案につ
け加えさせていただく方向でもう一度御提案させていただくことではいかがでございませ
うか。

教育長 もしくは、責務というのかなり強い言い方になって、家庭を縛ったり義務化する形に
なるので、保護者とか家庭における取り組みという形で、若干表現は工夫させていただき
たいと思いますが、小池委員御指摘のとおり、やはり家庭においてもいじめられた子、い
じめた子の保護者としての対応、若しくはいじめ問題が発生しないように、家庭での教育
に力を入れていただく必要があります。若干ほかのところを書いてありますけれども、教
育委員会として家庭も含めた当該児童・生徒に対する支援についても、きちんと項目を立て
て基本方針に盛り込むのは御指摘のとおりかと思ったところでございます。

そのほか、いかがでしょうか。

学務課長 先ほどの様式1の停学なのですが、こちらについては学校教育法の施行規則の中で、
「停学は学齢児童と学齢生徒に対して行うことができない」ということが規定されている
ので、退学のところもそうなのですが、斜線になっているものです。自宅学習については
法律上の明記があるかどうか、ちょっとわからないのですけれども。

教育長 では、法的な若しくは国や都の基準に照らし合わせて、規定することが可能かどう
か、確認をさせていただくことといたします。

小池委員 この停学と自宅学習、自宅謹慎について法の第25条と26条に明記されてお
りますので、それを念頭において検討していただきたい。

坂田委員 これちなみに出席停止と自宅学習、自宅謹慎というのは、どちらが強い措置なの
ですか。

教育長 指導室長、どうでしょう。

指導室長 これは出席停止の方が強いと認識してございます。

坂田委員 左側の方が強い措置なのですね。

指導室長 はい。

坂田委員 そうすると何か予想されるものとしては、出席停止は法律で禁止しなくて、それより弱い措置を禁止するというのは、どういう意図があるのでしょうか。

教育長 自宅学習、自宅謹慎については先ほど小堀課長も言及されませんでしたので、そこから辺も含めて整理をしていただければと思います。

ほかによろしいでしょうか。

小林委員 今のことにしても、いじめが発生した場合、その双方の家庭の親に対する支援といったことを盛り込んでもいいかなと思っております。いじめは学校だけの問題ではないので、PTAあるいは地域の関係団体と学校関係者がいじめについて協議するような機会を設けるとか、そういった文言で入れ込むというのは可能ではないでしょうか。

また全体に関する意見ということで、発言させていただきます。今回の荒川区のいじめ防止基本方針ですが、文科省の改訂を受けて出されており、配慮されておりますし、バランスがとれているのではないかと考えております。

特に、学校で教職員がいじめを早期に発見しておくことが盛り込まれており、そのためには日常的なコミュニケーションを図っていく必要があることも指摘されております。これは大切な点です。

また、教職員個人に任せるのではなくて、学校組織としていじめに対応していくことも盛り込まれておまして、その点重要なポイントが押さえられていると思います。

教育長 よろしいでしょうか。では、高野先生。

高野委員 僕もしっかり読んできたつもりなのですが、まず荒川区のいじめ問題対策委員会で3月と6月の2回にわたって、5人の先生、それから事務方を含めて非常に熱心に討議されたと思います。それに対して敬意を表します。

一つは、いじめの定義を「攻撃」から「影響」に変えたということは、大変な閾値を下げたことになりまして、早期発見に役立つと考えます。

それともう一つ大切なことは、話題に出っていますが、いじめてしまうほうの加害者に対してもケアするように書かれているということも大切なことです。しかし家庭については十分に書かれているようには思いません。と言いますのは、この記録票のいじめに関する児童・生徒の記録に先ほど停学で云々とか議論になったところです。この記録票は秘密にするわけですから、家庭の問題も、少し詳しく入れてもいいのではないかなと考えます。そのようなことなどの情報データを蓄積すれば、将来のいじめを改善する対策資料になるのではないかなと思いますので、もう少し家庭環境の情報も入れたほうがいいのではないかなという印象を持ちました。

それと、もう一つ。こういうことも議論されていました。最終判断は教育委員会がする

のだということのように僕は議事録で読んだのですが、大変すばらしいと思いました。「荒川区のすべての子どもたちが、社会に出たときに、周囲の人たちから敬愛され、助けられたりしながら、また助けたりしながら社会の中で伸びていく人になるような教育をしていくことが重要である」ということです。この基本方針には、そのような精神が盛り込まれているように感じました。ですから委員会は大変な努力をしてくれたのだと、敬意を表したわけです。

五つの基本理念で大切なことは、区の方針として絶対にいじめはなくすのだということ。未然防止と、みんなで守り抜く。いじめたほうもいじめられたほうも心の傷を残さない。双方の生徒に手を差し伸べるという心が入っているのです。どのように手を差し伸べるかということ考えたのですが、文章の中には具体的にはないのですが、この「いじめ問題対策連絡協議会」のときにほぼ解決できるように組織が働いてくれればいいと思いました。

それからもう一つ重要なことは、いじめの未然防止、早期発見及び対応だということを書いてあります。今の医療と同じでして、悪いことが起こる前に防ぐというのは基本だと思います。そのような点に対して心が配られておりました。特にいじめを許さない環境づくり、温かい人間関係の構築、地域連携まで網羅されていると。荒川区は地域連携や区民の関心が高いので、これも大丈夫なのだろうという気持ちで読ませていただきました。

それからもう一つ。この中で早期発見のための体制の整備ですが、保健室や教育相談室の充実です。保健室が一番学校で逃げ場なのですね。そのような言葉もうたわれていました。非常にいい方策が打たれているなと感じた次第です。

もう一つはアンケート。いじめというのはこんなところで起こるのだと、未然に防ぐ方法の大きな資料になります。1学期に1回やるそうですね。これは大変役に立つのではないかと思います。いじめというのは非常にアブストラクトでよくわからないですね、抽象的で。本人の主観がかなり入りますから。アンケート調査によって、そういうところの尺度ができる。いじめの程度や実態を知るのには非常にいいと思いますので、大切にしたいと思いました。

最後に全体で言いますと、家庭の問題も話題となっています。家庭は社会をつくる、構築するときの一番の基本であります。「いじめのない学校、まち」をキャッチフレーズにして、日常区民の目が子どもたちに常に行くような社会になればと考えます。これを読んで思いました。期待したいなと思っていますので、区民1人1人が子どもたちを大切に作る、悪い行いは大人が注意する、そんな社会になればいじめも少なくなるのではないかと思います。私はこの資料をそのように総括いたしました。

以上です。

教育長 どうもありがとうございました。ただいま各委員の皆様から広範な御意見、評価をいただきました。これを受けて、答申について、現時点で荒川区の教育委員会としていじめ問題に取り組むための最上の基本方針としたいと思っておりますので、恐縮ですけれども先生方、本日いただいた御意見をもとに、また次回の教育委員会に諮らせていただいてもよろしいでしょうか。家庭での役割や高野委員から今、御指摘いただきました地域の役割等も含めて、改めてその基本方針についてどのような記述がふさわしいのか。そしてまた記録票、個票についてもどの程度生徒への特別な対応について規定できるのか、できないのか。家庭の状況について、欄を設けるべきかどうかということについても検討させていただいて、次回の教育委員会にまた再度案として出させていただきたいと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

高野委員 よろしくお願ひします。

教育長 では、そのようにさせていただきたいと思ひます。

続きまして、議案第26号「平成30年度における荒川区いじめ防止に関する取組について(案)」を議題といたします。では、この件についても瀬下室長、説明をお願いします。

指導室長 平成30年度にとり行われます荒川区のいじめ防止に関する取組につきまして、御説明を申し上げます。

前回御提示させていただいた3点でございます。1点目は「いじめ防止教育」の指導資料を作成いたします。保護者、児童生徒、教員に向けまして、「いじめの定義」「基本理念」「いじめの禁止」などを盛り込んだリーフレットを作成してまいります。2点目に対しましては、道徳の授業などを活用しながら、いじめに関する授業を公開していくということでございます。主に道徳授業地区公開講座を中心にいたしまして、いじめを題材にした授業を公開していく取組みでございます。最後、3点目でございます。人権標語の作成ということで、いじめに関する人権標語を児童生徒に作成してもらいまして、校内に掲示し、まずは学校内の児童生徒に触発をしまして、いじめはしてはいけないといういじめ防止の心の育成を行ひまして、その中から優秀作品を区役所の1階の玄関に展示をして、区民の皆さんにも学校の取組みについて周知していくというものでございます。

以上、3点でございます。簡単でございますが、以上でございます。

教育長 この件については前回の教育委員会にもお諮りしたところですが、本日、審議事項ということで御意見をいただいた上で、今年度の取組みとして決定してまいりたいと考えてございます。この件について、先生方の御意見、御質問等ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

教育長 よろしいでしょうか。では、特に御意見等がなければ、議案第26号について、意

義ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

教育長 この30年度いじめの取り組みについては、原案のとおり決定をさせていただきます。具体的にまた標語の募集等始まりましたら、先生方に子どもたちのその標語の内容等も含めて、お知らせをしてみたいと考えてございます。

それでは、続いて報告事項に移らせていただきます。「平成31年度から使用する中学校『特別の教科 道徳』教科用図書採択に係る選定調査会からの報告について」ですが、本件につきましては教科用図書採択の公正を確保する必要がありますため、会議規則第11条の規定及び荒川区学校教科用図書採択要綱第7条により会議を非公開とし、議事録及び資料については、採択が終了するまで時限秘とすることとしたいと存じますが、意義ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

教育長 異議ないものと認めます。

報告事項アについては会議を非公開とし、議事録及び資料については採択が終了するまで時限秘といたします。それでは、瀬下室長、説明をお願いいたします。

指導室長 それでは、平成31年度から使用いたします中学校「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択に当たりまして、選定調査会へ依頼いたしました調査研究項目について、調査研究結果の報告がございましたので、御説明を申し上げます。

調査研究の経緯でございます。2回選定調査会を開催いたしました。5月28日と6月20日でございます。本日、調査研究報告書が提出されてございます。後ほど御説明を申し上げます。

参考資料ということで、2枚資料をお付けしてございます。小学校の採択の際にも付けさせていただいたのですが、今度は中学校のものでございます。31年度に使用する中学校「特別の教科 道徳」教科用図書における国や都等で作成された資料集等で使用されている読み物教材の使用頻度一覧表ということでございまして、文科省でつくったもの、都教委でつくったもの、また大阪の教育委員会で作ったもの、それ以外では各者オリジナルのものなど、またここに載せてございますものは定番ということで、よく東京都の副読本の中で教材として使われているものを一覧としたものでございます。これを参考といたします。

それでは、選定調査会の調査報告につきまして、御説明をさせていただきます。

まず、今回の選定調査会に当たりまして、教科専門部会にこの調査項目についてさらに依頼をいたしまして、この教科専門部会の方から特に二つについてよく見ていく報告をし

ますということになりました。

一つは、今回中学校の道徳の教科書ということでございますので、ポイントをしっかり見ていこうということで、4点にわたってよく見ていくということでございます。

1点目は、「内容項目のバランス」。これは道徳的価値の四つの視点が教材にはございませけれども、そのバランスはどうなのかというところ。2点目、「『特別の教科 道徳』が新設された背景について」。やはり今日的課題なので、いじめ、生命尊重、情報モラルの教材がどうなのだろうというところで調査をしっかりしていこうと。3点目が、「問題解決的な学習」。これは道徳の授業を行う上で子どもたちに教え込むということではなくて、子どもたち自身が問題解決的な学習として、自主的に学べるというもの。4点目が「体験的学習」であるということで、道徳の行為に関して体験的な学習が授業の中でどうできるのかということを中心にしていこう。そして各校の特色、特長について見ていこうということで、専門部会から調査が上がり、今回の選定調査会で内容を検討されたものでございます。

それでは、A3判で3枚ございまして、教科書は8者から出てございます。特徴的なところだけ御説明を差し上げます。

まず、東京書籍。「新しい道徳」でございます。内容の中の分量としまして、必修ということで30教材。そして付録で5教材ということで、この5教材についてはほかのものに振りかえられるということで、荒川区がつくっている教材集なども使うことがこの中でできるというものでございます。また「考え、議論する道徳」ということで、教材の冒頭に主題が明示されているものがございます。全体が明示されてございます。

内容項目のところでございます。表をお付けしてございます。四つの視点、「自分自身」「人」「集団・社会」「生命や自然、崇高なもの」ということで四つの視点に分かれておりまして、1学年ごとではなくて、最後、計ということで、3学年を通して内容項目の視点でどこが重点的に多いのかということもわかるような表になってございます。いじめ問題につきましては、二つの教材と一つのコラムをまとめてユニット形式という形でいじめ問題を触れてございます。1年生2本、2年生2本、3年生2本という形でございます。

また、学習活動においては、問題解決学習の中で主題を明示した流れがこういう「つぶやき」コーナーというもので設置されてございます。体験的な学習の部分は、各学年で2カ所、役割演技などを中心とした学習が入ってございます。

使用の便宜につきましては、これは8者ともそうなのですが、荒川区としては、デジタル教科書のところですね。電子黒板が各教室にございますので、このデジタル教科書の対応について報告がなされてございます。この東京書籍につきましては対応ありでござ

ざいます。

学校図書でございます。「輝け未来 中学校道徳」でございます。こちら特色的なところとしましては、内容の家庭教育との連携というところで、最後のページで保護者向けの解説の設定がございます。分量は35教材でございます。各学年の冒頭に良好な学級集団を構築するためのグループワークが設定されてございます。

そして内容項目のところでございます。四つの視点の中で、3学年学習していく中では「集団・社会」が48項目になってございます。いじめ問題につきましては、いじめを直接扱う教材といじめにつながるであろうという場面の間接的な教材という2種類の教材に触れられてございます。1年生、2年生、3年生と2本ずつでございます。学習活動の言語活動のところ、教材ごとに書き込みスペースがございます。

続きまして、教育出版でございます。「中学道徳 とびだそう未来へ」でございます。学期の振り返りができるように1時間ごとに学習の記録のページが設定してございます。分量が30教材と5補充教材ということで、これも5教材については入れかえが可能ということになります。表記のところ、5行ごとに行番号がついているところが特色でございます。

内容項目の構成でございます。3年間通しまして「集団・社会」が「内容項目」の中では多ございます。いじめ問題に触れた教材については、1年生が3本、2年生が2本、3年生が2本となっております。生命尊重のところも1年生が4本になってございます。学習活動のところでは、その他のところで教材の末尾に「学びの道しるべ」という学習の流れが発問として出てございます。

続きまして、光村図書出版でございます。「中学道徳 きみがいちばんひかるとき」でございます。特色としまして、内容の1年間を四つの学習のまとまりにしてございます。1学期を4月5月と、6月7月と、1学期を二つのシーズンに分けていまして、後は2学期、3学期と、年間を四つのシーズンに分けて教科書が教材としてつくられてございます。シーズンの中に複数の教材、ユニット形式をとった教材の設定がなされております。分量は36教材。うち小学校で学んだ教材が1本入ってございます。また内容の構成のところ特色といたしまして、絵本、また漫画形式の教材などが含まれているのが特色でございます。

内容項目でございます。内容項目も四つの視点の集団・社会が36と、ほかのところも割と多く内容項目が記載されております。いじめに関しましては、教材とコラムで構成をされていまして、1年生が1本、2年生が1本、3年生が1本になっていまして、生命尊重の方が、1年生が3本、2年生が3本、3年生が3本という形になってございます。学習活動につきましては、これはその他のところで巻末に各分野で活躍している人物から

生徒へメッセージが直筆で書いてあるというのが特色でございます。

続きまして、「中学校道徳 あすを生きる」、日本文教出版でございます。こちら内容の特色としまして、本冊、教科書と全教材に対応した別冊ということで「道徳ノート」が付いてございます。また、いじめなどの重要なテーマについては複数の教材、コラムをユニット形式として教材が載っております。分量は35教材となっております。教材の冒頭には主題が明示されてございます。もう一つ特色としまして、生徒の身近な教材ということで、2学年には職場体験、3学年には修学旅行に関する教材が記載されてございます。また、問題解決的な学習や体験的な学習がイメージできるような写真が掲載されているところも特色でございます。

内容項目でございます。3年間学習した中では「集団・社会」が45項目になってございます。いじめ問題に関しましては、1年生は1年間で3カ所ユニット形式をとった教材が設定されてございまして、1年生が7本、2年生が5本、3年生が6本となっております。学習活動のところで申し上げますと、言語活動のところで「道徳ノート」がございまして、こちらで言語活動の充実を図っているというものになってございます。

続きまして、学研教育みらいでございます。「中学生の道徳 明日への扉」でございます。特色といたしまして内容でございます。「地球と地域の未来のために」と、「スポーツの世界でともに輝く」この二つのテーマに関しましては、複数教材をユニット形式で構成された教材が入っております。分量は35教材でございます。もう一つ特色が、生徒の問題意識を大切に主体的に学習できるように、本文中に主題を掲載しないというのが、学研の特色でございます。また表記・表現のところで余白を適度に確保ということで、余白が少し大き目になっているのが特色でございます。

内容項目でございます。いじめ問題のところがいじめを直接扱う教材と間接的に扱う教材というものがございまして、いじめが1年生が4本、2年生が4本、3年生が6本ございます。学習活動のところで特色が、体験的な学習のところでございます。特設ページということで、「クローズアッププラス」という特設ページがございまして、ここにアンガーマネジメント、またメンタルトレーニングという教材が含まれてございまして、カーッとしたときに気持ちを落ち着かせるという内容が記載されてございます。

最後のページでございます。廣済堂あかつきでございます。「中学生の道徳」でございます。特色は教科書と別冊の「道徳ノート」がございまして。「道徳ノート」につきましては、内容項目ごとに記載されているものということでございます。分量は35教材でございます。

内容項目でございます。いじめ問題に関する教材が、1年、2年が2本、3年生が1本。

生命尊重の方が1年生が4本、2年生が9本、3年生が6本という教材数になってございます。学習活動の言語活動のところでございます。教科書で話す活動、聞く活動が中心に使われるようになってございまして、「道徳ノート」の方で読む活動と書く活動。こうやった活動別に教科書と道徳のノートを別々に使っているものでございます。

最後でございます。日本教科書でございます。「道徳 中学校」でございます。特色でございます。分量が37教材でございます。

内容構成のところで、四つの視点でございます。「自分自身」「人」「集団・社会」「生命や自然、崇高なもの」という四つの視点に分かれた目次になってございます。ですので、ページごとの目次になっているのではなくて、四つの視点ごとの目次になっているのが特色でございます。

内容項目でございます。こちらの発行者はいじめ問題と生命尊重のこの二つを合わせた教材になっているのが特色でございます。1年生4本、2年生2本、3年生3本でございます。

各教科書の特色につきましては、以上でございます。

最後でございます。選定調査会からの意見ということで、最後こちらの調査結果には記載してございませんが、選定調査会からこのような意見ということで五つ出ております。一つは、教科書の中に「人権的な配慮」のところで、例えば女性らしさとか、そういう言葉が出ていないかどうかというところで点検をしたほうがいいのではないかと。また、これは発行者に差があるということで、漢字に対する振り仮名が大変多いところと少ないところで若干差が見られるのではないかとということも見たほうがいいのではないかと。あと、これは漢字のことなのですが、「友だち」の「だち」を漢字にしているところ、平仮名にしているところ。また「皆」という漢字を振り仮名で「みんな」と書いているところなどもありましたと。こちら日本語として疑問符、「？」が日本語の教科書でございますけど、教科書の言葉の中に「？」がついているのが出てきているので、この辺は一応見るときには気にしたほうがいいのではないかと。最後に、道徳の教科書でございますので、道徳的な価値を求めものなのか、特別活動になっていないかどうか。特別活動と道徳との関係などもこの採択の際に、教科書を読む際には一応意識したほうがいいのではないのかという御意見がございました。

以上でございます。

教育長 特段御質疑があればお受けいたしますが、よろしいでしょうか。ぜひ教科書選定の御参考にしていただければと思っております。

それでは、次に報告事項イ「荒川区立中学校 部活動に関する方針の作成について（中

間報告案)」を議題といたします。これも瀬下室長、説明をお願いいたします。

指導室長 それでは、荒川区立中学校における部活動に関する方針の中間報告がまとまりましたので、報告をさせていただきます。

作成の目的につきましては、中学校における部活動が生徒にとって望ましい環境を構築するという観点で、この目標でございます。

経緯でございますけれども、平成30年3月にスポーツ庁からガイドライン。そしてそれを受けて、30年の4月に都教委から部活動のあり方に関する方針というものが出まして、そして区市町村に対しまして、スポーツ庁のこのガイドラインに沿って、部活動のあり方について検討するようという経緯がございまして、今回の中間報告を出させていただきます。

概要につきましては、まず一つ目、適切な運営のための体制整備ということで、生徒の安全、また教師の負担が過度にならないということ。二つ目、合理的でかつ効率的、効果的な活動の推進のための取り組みということで、トレーニング効果の高いものということをうたわせていただいております。三つ目でございます。適切な休養日等の設定ということで、学期中は週当たり2日以上休養日設けるということで、平日では少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、それを確保していくと。できなかった場合は、そのほかの振りかえも認めるものでございます。続きまして、生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備ということで、多くの生徒が運動する機会を図られ、また季節ごとに異なるスポーツに触れるようなことができるように動機付けもうたわせていただいております。学校単位で参加する大会等の見直しということで、東京都中学校体育連盟若しくは荒川区で定める各学校の運動部が参加する大会数の上限の目安等を踏まえて、この参加については精査していくということでございます。

最後、今後の予定ということで、今回、中間報告でございますが、荒川区といたしまして、策定予定の教員の働き方改革推進プランができますので、そちらに合わせて今回の部活動に関する方針の確定版を御提出したいと考えてございます。

以上でございます。

教育長 報告については、ただいま指導室長から御説明させていただいたように、国の方針と東京都のガイドラインを踏まえて、荒川区として部活動についての方針という形でお示しようというものでございます。教員の指導によるところが多いことから、働き方改革の推進プランと合わせて決定していきたいという説明でございました。この件について御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

高野委員 まだ十分読んでいませんが、レクリエーションという言葉は、どこかに入るのですか。レクリエーションとこの部活動、どこが違うのでしょうか。最近その言葉をあまり聞

かないですね。部活動におけるレクリエーションというのは、心を豊かにするのに大切なことだと思うのですが、そういうのはここに配慮がありますか。

坂田委員 レクリエーションは最後から2ページ目にありますね。

教育長 瀬下室長、この5番の「生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備」というところで、レクリエーションについて触れられていると思いますので、その点も含めて御説明をお願いします。

指導室長 やはり子どもたちにとって勝敗を優先というものではなくて、こちらではスポーツの楽しさ、また違う競技に対しても趣向が向くような取り組みをとということで、競技志向ではなくレクリエーション志向ということで、楽しさ、また体育的な喜び。そんなことをこの活動ということで意識していこうということでございます。

教育長 クラブの中にも、子どもたちの能力にもよるところもあるのでしょうか、競技志向でいい記録を残していこうというクラブもあるし、そうではなくて、主として楽しみを目的とした活動もあります。さまざまなクラブ活動で生徒のニーズを十分踏まえた形で対応していくということを規定しているという趣旨となっております。

小林委員 よろしいでしょうか。この方針が出された背景について、教えていただきたいのですが、教師に対する負担を軽減するという意図が一つとしてあるということでしょうか。

もう1点目としては、より多様なスポーツ環境を整備することによって、多くの生徒がスポーツを楽しめるようにするという、そういった2点と考えてよろしいでしょうか。

指導室長 今、小林先生に御指摘いただきました働き方改革ということが、まず大きな1点でございまして、そのほかで申し上げますと、例えば部活動においてそこでやり過ぎて体罰につながるかと、そういった生徒側からの視点につきましても、やはり今回の部活動に関する方針が出たきっかけであると認識してございます。

小林委員 わかりました。ありがとうございます。

教育長 今、小林委員から御指摘いただいたように、主としては教員の働き方改革を踏まえて、公立の小中学校でクラブ活動をどうしていくべきかということが大きな柱の一つになっています。具体的には休養日ですとか、活動時間等で一定の基準を区市町村教育委員会においても示すほうが望ましいという国や都からの指導もありまして、荒川区の教育委員会として基準を設けたいというのが今回の事務局の趣旨でございます。

また、この件については先ほども申し上げましたように、現在事務局で検討してございます教員の働き方改革の推進プランの策定と合わせてお示ししてまいりたいと思っておりますし、各学校ですとか、学校の中でもクラブによっての取り組み方にかなり違いがございま

して、今後この中間報告をもとに各学校や各クラブの教員ですとか、保護者、児童・生徒の意見も聞いていかないと、一方的に上からつくって押しつけという形になっては、かえって子どもたちのクラブ活動を阻害することにもなりかねません。あくまでも中間報告ということで今回お示しさせていただきました。ぜひ教育委員の先生方の今後とも御意見をいただきながら、現場の声を尊重した形で、案として取りまとめていきたいと思っています。

坂田委員 東京都とかスポーツ庁のガイドラインもあると聞いていたのですけれども、働き方改革というのでここに書いている休養日というのは、主語は生徒で、学校の先生の休養日ではないという意味ですね。

教育長 そうですね。クラブとしての休養日となっております。

坂田委員 だから顧問の先生が、例えばクラブを1個しか持っていなければ、ほぼ自動的にクラブ活動の休日は休養日になるのですが、複数持っている場合は、先生にとっては必ずしも同じにはならないところがあって、そういうところを働き方改革とあわせてどう考えるのかということと、東京都の方にも書いてあるので、そういうことなのかもしれませんが、運動部顧問の役割として事故防止だとか、科学的トレーニングの導入だとか書いてはあっても、運動部顧問が別にスポーツのプロとは限らないので、やや過重な要求かなと思います。

今、大学では日本版NCAAの議論が進んでいて、かなり設立に向けて前進をしていると思うのですけれども、私が伺うところでは、やはりここで書かれているような科学的トレーニングだとか、それから怪我の予防だとか、そういったことに関してのプロフェッショナルな体制をとらないと、それは今の普通の形に任せればよいと言っているようなことでは無理だということで、そちらに移行すると。もちろんアメリカのNCAAはそれに学力との関係も、勉強との関係も非常に重視していて、成績の悪い生徒は活動させないとか、そういうこともあるわけですけど、そのものに関しては専門的体制をとらないといけないというのが恐らく大学が変わりつつあるところで、本来は中高だってそれに近いところはあると思います。特に先ほどおっしゃったレクリエーションではないほうについては、同じような要素が多分あって、つまり学校の先生方にもそういうのがない中で限界はあるのだろうなと思うのですね。

教育長 大変重要な御指摘と受けとめさせていただきました。確かに、学校の先生方に過重な責任を負わず、若しくは役割を付加するというように受け止められかねないという懸念もございます。改めて見てみると、これは部活動に関する方針だから仕方のない面はあるかもしれませんが、校長とか学校の役割ばかりではなく、教育委員会としての支援のような1項

目を入れてもいいかもしれませんね。

保護者との連携ということで、保護者にも協力していただきますというのは載せているのだけど、教育委員会事務局として各学校のクラブ、部活動をどのような形で支援していくかということも載せるべきかもしれません。その中で坂田委員がおっしゃられた専門家のアドバイスやサポートも区教委として各学校に支援していくと。ただいただいた御意見も含めて、十分検討させていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、報告事項ウ「伝統工芸技術短期現場実習支援事業（ステップ1）について」を議題といたします。それでは、生涯学習課長、説明をお願いいたします。

生涯学習課長 ポイントでございます。今年度の伝統工芸技術継承者育成支援事業におけます現場実習の受入者の1名が決定いたしましたので、その次の段階の実習者の募集を実施するものでございます。

内容でございます。1.このステップ1につきましては短期間、最長3カ月間でございますが、この期間におきまして継承者となることの意味の確認及び素質の検証を行うものでございまして、支援内容につきましては保持者の指導料として日額5,000円、実習者への研修手当として、保持者を通して日額3,000円を支給するものでございます。上限は記載のとおりでございます。

受入者につきましては、鍛金の長澤利久氏でございます。伝統工芸技術保持者でございます。募集方法につきましては、7月1日から9月30日を予定としておりまして、区報やホームページ等さまざまな方法を用いて周知を図ってまいります。

内容の4でございますが、現在の支援事業の状況でございまして、現在このステップ2でございすけれども、弟子入り修業中は記載のとおり8名の方でございます。

今後の予定でございますけれども、その後10月から書類選考を行いまして、11月に面接実施。実習者を決定いたしまして、年明けから現場実習を実施する予定でございます。

参考までに裏面といたしまして、この支援事業はステップ3までございますけれども、その1、2、3の内容を記載させていただきます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

教育長 この件について、御意見、質問等ございましたらお願いいたします。

坂田委員 保持者と研修者と分かれていますね。の方は実習者がもらう手当なのですね。

生涯学習課長 そのとおりです。

教育長 坂田先生が御指摘のように研修手当は最後は実習者に行くのでしょうか。だけど保持者から給料という形で、研修費という形で保持者を通して渡されるのですよね。

でも、そうした場合、ちょっと細かくなってしまいうけど、保持者から給料というのももら

うのですか。それに手当を足すのですか。それとも全然もらわないのですか。

生涯学習課長 給料という形ではもらわないです。

教育長 もらわないのですか。では、この研修手当、月額6万円がもらえるだけなのですね。

生涯学習課長 例えばステップ3まで行きまして、その師匠のところでは従業員として働く場合は、このステップ3といった形で、例えばこの前先生方に行っていたいただきました文化館の速報展、文化財展等で活躍の場を通して作品を展示していくという、そういうところにつながっていくといったものです。

教育長 私から1点だけ。長澤さんは前も受け入れをしていただいていたんですけど。

生涯学習課長 受け入れてございます。継承者の方が鈴木さんという方なのですが、平成25年に終了してしまっていて、現在では文京区で就業しているという状況でございます。

教育長 受け入れて育てていただいた方がもう一人前になったので、また新たな方を受け入れてくださるということですね。

生涯学習課長 そのとおりでございます。

教育長 先生方、御意見、御質問等よろしいでしょうか。ぜひすばらしい方が実習生となることを心から祈っております。

では、続きまして、報告事項「第11回柳田邦男絵本大賞の実施について」を議題いたします。それでは、小林ゆいの森課長、説明をお願いいたします。

ゆいの森課長 それでは、「第11回柳田邦男絵本大賞の実施について」御説明いたします。

募集概要でございますが、子どもから大人まで絵本の読書を普及発展をさせることを目的としまして、実施させていただくものでございます。自分が読んだ絵本で感動したこと、他人に伝えたい絵本の感想、子どもへの読み聞かせ体験などを、柳田邦男先生に送る手紙形式として書いた作品を募集するものでございます。部門としましては、子どもの部と一般の部の二つの部門になってございます。募集期間につきましては、30年7月13日から9月28日までの期間となっております。応募方法につきましては、記載のとおりでございますが、提出先は図書館まで提出していただきますが、小学校につきましては学校で取りまとめいただいた上で提出をいただきたいと考えてございます。

審査につきましては、ゆいの森課の事務局で一次選考を行いまして、二次選考で柳田先生に御選考いただく形になってございます。

ポスター・チラシ等の配付でございますが、7月上旬より小中学校に配付をさせていただきたいと考えてございます。

受賞者の決定でございますが、12月中旬までに受賞作品を決定いたしまして、受賞者に連絡する予定になってございます。表彰につきましては記載のとおりとなっております。

す。

応募者増に向けた取り組みでございます。例年1,000人を超える応募をいただいておりますが、そうした応募者増の取り組みに当たりまして、一般の部におきましては、今後7月16日に開催いたします大人のためのおはなし会の開催で絵本大賞への応募を呼びかけるものが一つでございます。裏面を御覧いただければと思います。

その他、絵本大賞の周知先としまして、学校図書館ボランティアを初め、幼稚園、学校、保育園の先生等、又は区内のボランティア団体に幅広く周知をしていきたいと考えてございます。また子どもの部につきましては、これから夏に向けまして、多くの図書館イベント等で子どもたちが参加するイベントがございますので、その際に周知をしていきたいと考えてございます。また、校長会におきまして、応募状況の中間報告を行って、途中の段階でございますが、さらなる応募の働きかけを行っていきたいと考えてございます。

表彰式でございますけれども、柳田邦男先生の講演会を含めた表彰式の後、講演会を開催させていただきます。日程につきましては、現在のところ31年1月25日を予定してございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

教育長 本件についていかがでしょうか。御意見、御質問等ございますでしょうか。どうぞ、坂田先生。

坂田委員 確か私の記憶では、去年は中学生の応募が非常に少なくなっていて、これがなぜかというのが少しわかるのですけれども、小学校は学校取りまとめなのですが、中学校は学校取りまとめではないということなのですね。

あと図書館でイベント参加者へ周知とあるのですが、いつも申し上げているように図書館利用について中学生の壁というのがあって、小学校に比べて中学生の利用率が下がっているんで、したがってちょっと中学生への周知がなかなか難しいところがあるということなのかなと思います。

ゆいの森課長 坂田先生が御指摘のとおり、やはり中学生の応募というのは非常に少ない状況でございます。また周知に当たっても、やはり図書館に来館される中学生は少ない状況です。ゆいの森については、中高生のサードプレイスのな場所でもありますので、中高生の来館者も非常に多い状況ですので、そういったタイミングも含めて周知も図っていければと思っております。

あとはティーンズ向けのイベントもこの夏また開催しますので、そういった中でもより積極的にPRを図っていければと思っております。

教育長 ほかはいかがでしょうか。ゆいの森でとか、地域の図書館でいろいろ子どもたち向け

の取り組みをやっていただいているではないですか、夏休み中心に。ぜひ学校を通して子どもたちにどんどんPRしていただければと思いますので、お願いいたします。

では、続きまして、「図書館ワークショップ『目指せ！図書館アンバサダー』の実施について」を議題といたします。それでは、説明をお願いいたします。

ゆいの森課長 「図書館ワークショップ『目指せ！図書館アンバサダー』の実施について」御説明いたします。

「読書を愛するまち・あらかわ」宣言を先月させていただきましたけれど、それを契機にいたしまして、子どもの読書活動をさらに推進する取り組みとしまして、図書館ワークショップ「目指せ！図書館アンバサダー」を実施するものでございます。

目的でございますけれども、図書館サービスと施設に対する理解を深めて、愛着を持ってもらうことや、また読書に関するさまざまな体験を通じまして、子どもの読書活動を推進するなど、またボランティアとの触れ合いを通じて、人とのつながりを実感していただくなどの目的を持って実施するものでございます。

実施概要でございますが、全10回のワークショップを実施するものでございます。10回の内容でございますが、別紙に各10回の実施内容を記載してございます。「図書館バックヤードツアー」を初め、図書館に自分の本棚をつくったりとか、紙芝居をつくったり、また本のカバーかけや修理、いわゆる本の装備を行うなどの体験型のワークショップを10回行っていきたいと思っております。

資料の1枚目にお戻りいただければと思います。こちらにつきまして、各回ごとに参加者を募集することといたしております。各回のワークショップに参加いたしますと、スタンプカードを配布いたしまして、そのスタンプカードにスタンプを押させていただきます。そのスタンプの数に応じて、図書館スペシャルアンバサダーという形でアンバサダーとして任命する仕組みになってございます。スタンプ5個、5個以上のワークショップに参加していただいた子どもたちには図書館アンバサダーとして任命し、特製バッジをプレゼントするものでございます。8個以上のスタンプを集めた子どもたち、8回以上のワークショップに参加した子どもにはスペシャルアンバサダーとして、また色違いのバッジと認定書をプレゼントするというものになってございます。

対象でございますけれども、区内在住の小学校4年生から6年生の子どもたちを対象としてございます。各回参加人数につきましては、先ほど別紙の各回の実施内容にありますように、定員が各回ごとに多少差を設けてございますけど、各回20名程度を想定してございます。参加費につきましては無料でございます。実施場所はゆいの森あらかわで行っていきたいと考えてございます。

裏面をごらいただければと思います。アンバサダーを任命した後の活動の例としまして、一つとしましてはアンバサダーを任命された子どもたちのグループによるおはなし会を実施したり、また区立図書館にアンバサダーがつくる子どもたちへのオススメ本紹介コーナーを作成したり、また図書館のホームページにおいてオススメ本のコメントをアップしてもらったり、また図書館ボランティア団体との交流、合同イベントを実施したりというようなアンバサダーとなった後の活動も積極的に展開していければと思っております。

広報につきましては、募集は各回行いますけれども、ポスター等チラシには全10回、先ほどの別紙にあります全10回のワークショップの予定をすべて掲載して募集を行います。また、ポスターにつきましては校長会を通じまして各小学校に提示をお願いする予定で考えてございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育長 この件についていかがでしょう。どうぞ、小池先生。

小池委員 内容的にはすごくいいと思います。しかし、大きなポイントとしては、全10回のワークショップに出ること、それからスタンプをたくさんとることが中心になりますけれども、そうすると図書館アンバサダーというのは、アンバサダーを使うというのは、一つの考え方だけど、ちょっと内容的には本当はボランティアとか、代表に近いのではないかと思います。

それでネーミングについてはお任せしますけど、再検討していただきたいなと思います。

ゆいの森課長 再検討をさせていただきます。

坂田委員 ちなみに幸いにたくさん希望者が出てきた場合、これは定員というのは先着順ということですか。

ゆいの森課長 基本的に先着順を想定しております。

坂田委員 非常に幸いなケースですけれども、先着順というのを明示しておいたほうがいいのではないのでしょうか。回数でなれるかどうか決まっているので、申し込んだけど通らなかったから1個足りないという話になる可能性もあるので、そこはもう先着順ということでやむを得ないので。

ゆいの森課長 しっかり記載させていただきたいと思います。

教育長 よろしいでしょうか。

高野委員 よろしいですか。この話はこれといたしまして、現在、各学校図書館に図書館係のような子どもたちはいるのですか。

指導室長 図書委員として、委員会がございます。

高野委員 委員として何人くらいいるのでしょうか。各学年で何人とか決まっているのですか。

指導室長 学校によるのですけれども、委員会活動は5、6年生です。

高野委員 そういう子どもたちも大事にしたいですね。こういうのに参加すると。そういう子どもたちは、日ごろ活動しているわけですね。立候補で図書委員になるのでしょうかけれども。そこのところもうまく考えてほしいと思います。

坂田委員 確かにそのとおりで図書委員が活動していますので、ここに書いてあるようなオススメ本の紹介とか、ちょっとしたオススメ本をつくったりとか、娘が入っていた学校だと、学校でコンテストをしていました。

高野委員 図書委員がですか。

坂田委員 図書委員だけではないですけどね。誰でもそれは書けるのですけれども、いいものは子どもたちで投票して賞をあげるとか、そういうこともやっているのですよね。

小林委員 私もよろしいでしょうか。このプログラムを見せていただくと、とても魅力的な内容で、よく考えられたなと思います。例えば「紙芝居をつくろう」であるとか、「翻訳家に挑戦！」があります。これは外国語絵本の翻訳ということで、これなど私もぜひ参加したいなと思われま。また「仕事体験」では、プロの道具を使って実際の本のカバーかけとか修理を行うようで、本当によく考えられたなと思いました。それが1点目です。

それと2点目で、先ほどの教育長の話もあったのですが、中学生や高校生もかなり興味を示してくれそうな内容という気がします。中学生、あるいは高校生は本離れをする世代です。彼らにこうした取り組みに参加してもらい、その後、アンバサダーという形で活動してもらえると、より読書の輪が広がるもではないでしょうか。そのあたりを少し考えていただけるとありがたいなと思いました。

3点目ですが、とても魅力的な内容で、もし可能であれば大学でも学生の指導をやっていただきたいくらいに思われました。機会がありましたらよろしくお願いします。

教育長 では、よろしいでしょうか。実際に初回が7月から始まりますので、機会がございましたら、ぜひ活動を担っていただければと思ってございます。

以上が報告案件になってございます。

予定をしておりました審議事項、報告事項は以上でございますが、その他について先生方から何かございますでしょうか。特によろしいでしょうか。

事務局からその他、何かありますでしょうか。

教育総務課長 教育委員会の日程をお付けしてありますけど、特に変更はございませんので、事務局としては特に御案内することはございません。

教育長 それでは、以上をもちまして、教育委員会第12回定例会を閉会とさせていただきます。

了